

建築物は適切な管理が必要です

問合せ 建築課建築行政係



建築物やその敷地の付属物が原因で近隣や通行人に損害を与えた場合、所有者がその責任を問われ、訴訟となることもあります。倒壊や建築材の飛散により人や物に被害を与えたり、雑草・雑木を放置し害虫発生、火災、不法投棄などの原因とならないように管理をしましょう。

建築物のみでなく、除草、雑木の伐徐、庭木のせん定、害虫駆除、不法投棄の防止などの敷地の管理も重要です。特に雑草に関する苦情は多く寄せられています。近くに住む人の身になって定期的な管理を行いましょう。

建物の補修や敷地の手入れは滞ると作業が煩雑になり、多額の費用がかかります。ご自身で定期的な管理がしきれないと感じたら、少しでも早めに業者や知り合いなどに管理を依頼しましょう。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」とは

建築物のうち、特に「空家等」について、所有者または管理者が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理をするように規定し、住民に最も身近な市町村による対策の実施の重要性和国や県の役割が記されています。また、特に管理状態がよい「特定空家等」への法による措置を定めています。

次の①～④の状態にある特定空家等は適切に管理されていないため、対策が必要です。

- ①倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④そのほか周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

地域の人に声をかけましょう

きちんと管理していても、利用状態がわからない建築物があることは、近隣に住む人にとっては不安の種です。住んでいる間は、地域の活動に参加するなど、不在時の家を見守ってもらえるような関係を築きましょう。また、住まなくなるときには建物の管理者の連絡先を近隣の人や町内会に伝えておきましょう。管理で訪れるときなどには、近所の人に声をかけ、侵入盗、放火、犯罪利用などの異変に気づいてもらえるような環境を作りましょう。

建物の将来も考えましょう

空き家を所有しない人も他人事ではありません。身近な親族が住んでいる家も、将来は空き家となり、あなたが所有者となるかもしれません。あなたが住んでいる家も、引き続き住む人がいなければ空き家になるかもしれません。

住んでいる人の将来と合わせて、建物の将来も考えましょう。



市空家等状況調査への

ご協力ありがとうございました

広報へきなん12月1日号でお知らせしました調査が終了し、313件へ発送したところ、219件の回答をいただきました。ご協力ありがとうございました。調査の結果は今後の施策検討の参考とします。

いただいたご意見・ご要望のうち、回答が必要なものは、すべて回答を発送しました。回答を希望する人で、まだ手元に届いていない場合は建築課までお知らせください。